

1 申請について

No.	質問	回答
1-1	事前申出から交付決定までにどの程度の時間を要するか。	交付申請件数により異なります。 事前申出締め切り、交付申請締め切り付近（12月以降）に申請が集中し、審査事務に時間を要することが予想されますので、早めの申請をお願いします。 また、申請書類に不備や不足書類がある場合には、書類の修正等をしていただくため交付決定までに時間を要します。申請前に必ず書類の確認をお願いします。
1-2	事前申出締め切り、交付申請締め切り以降に感染症が発生して補助の対象となった場合には、申請できないのか。	締切日以降に感染症が発生した場合等、特別の事情がある場合は個別に御相談ください。
1-3	交付決定を受けたが、当初予定していたよりも多く経費が発生してしまった。その場合、基準単価の上限額の範囲内であれば、変更承認申請を行うことで、当初交付決定を受けた額を上回った部分の補助を受けることは可能か。	お見込みのとおりです。
1-4	交付決定を受けたが、当初の申請額に補助対象外の経費が含まれていたり、計算の誤り等があり、実績報告額が交付決定額に満たなくなる場合、変更承認申請を行う必要があるか。	お見込みのとおりです。 ただし、交付決定額の20%を超える事業費の変更の場合に限ります。 20%以下の場合そのまま実績報告を行ってください。 また、実績報告額が0円となる場合は、中止（廃止）承認申請を行ってください。

2 対象事業所

No.	質問	回答
2-1	交付要綱第4条第1項の「感染者」とは、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費での検査の陽性者も含めて良いか。	お見込みのとおりです。 また、自費での検査の陽性者も含めて差し支えありません。
2-2	交付要綱第4条第1項の「濃厚接触者」とは、保健所が濃厚接触者と判断した人か。	お見込みのとおりです。
2-3	交付要綱第4条第1項（1）イの「職員」とは、介護サービス事業所等内で勤務する委託業者職員（厨房職員や清掃職員）や派遣会社社員なども含めて良いか。 また、常勤であること、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	介護サービス事業所等内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません。（ボランティアは除く。） また、常勤であること、利用者に接する職員であることなどの要件はありません。
2-4	交付要綱第4条第1項（1）イの「職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む」とは、職員の濃厚接触者の発生については同時期に発生して職員が不足した場合か。 別々の時期に職員の濃厚接触者が1名ずつ発生して、その都度職員不足が生じた場合は補助対象外か。	同時期に複数（2名以上）の濃厚接触者が発生し、職員が不足する場合を想定しています。

No.	質問	回答
2-5	交付要綱第4条第1項(1)ウの「濃厚接触者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等では不十分で、直接サービス提供する必要があるか。 その場合、濃厚接触者に対応したことを証明するために備えておくべきものはなにか。	お見込みのとおりです。 客観的に見て濃厚接触者に対応したことが分かる資料（サービス提供記録等）の保管をお願いします。
2-6	交付要綱第4条第1項(2)の対象となる通所系サービス事業所について、短期間のサービス提供をした場合（例えば実績として1回）であっても対象となるか。	お見込みのとおりです。
2-7	交付要綱第4条第1項(2)の「感染の未然に代替措置をとった場合」とは、感染者が発生した場合には(2)の対象とはならず、(1)イの対象として良いか。	お見込みのとおりです。
2-8	交付要綱第4条第1項(3)イ「感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所」とは、当該介護サービス事業所において感染者が発生していない場合も対象として良いか。	お見込みのとおりです。
2-9	感染者が発生したA施設に対し、B施設の職員を応援職員として派遣し、当該応援職員がA施設の濃厚接触者に対応した場合、B施設は交付要綱第4条第1項(1)の対象となるか。	B施設は交付要綱第4条第1項(1)の対象とならず、交付要綱第4条第1項(3)の対象となります。
2-10	同一敷地内に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱って良いか。	お見込みのとおりです。
2-11	例えば特別養護老人ホーム内で感染者が発生した場合、同一施設内に併設する短期入所、通所介護等の他の事業所が同一空間を共有しているときは、当該事業所は感染者が発生した事業所として取り扱って良いか。	感染者が発生した事業所と同一敷地内に併設する事業所であって、同一空間を共有している場合は、感染者が発生した事業所として取り扱って差し支えありません。 同一空間を共有していない場合は対象外となります。
2-12	共生型サービスの指定を受けている事業所において、職員が感染した場合や、介護サービス、障害福祉サービスいずれかの利用者が感染した場合、介護の補助事業と障害の補助事業のどちらを申請すれば良いか。	共生型サービスの指定を受けている場合は、どちらに申請いただいても差し支えありません。 ただし、同じ経費をそれぞれの補助事業に申請することのないようにしてください。
2-13	交付要綱別表の注1に「介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとする」とあるため、地域包括支援センターは本事業の対象として取り扱って良いか。 また、基準単価は居宅介護支援事業所の金額となるか。	お見込みのとおりです。

No.	質問	回答
2-14	<p>交付要綱別表の基準単価表に「1介護サービス事業所等につき、（１）、（２）、（３）それぞれを基準単価まで補助することができる。」とある。また、交付要綱第４条第１項（２）に「（１）ア、イ以外の通所系サービス事業所」とある。</p> <p>例えば、通所系サービス事業所において、４月に感染者が発生して（１）の補助を受けた後、９月に（２）に該当する訪問サービスを提供した場合、９月時点では（１）に該当しないため（２）の補助を受けることができるかと解釈して良いか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2-15	<p>交付要綱第４条（２）の「新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所」について、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居宅を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。</p>	<p>要綱上の必要な要件を満たす場合には対象事業所に該当するものとし、質問事例における居宅を訪問して利用者にサービスを提供する部分に係るかかり増し経費に限り補助対象として差し支えありません。</p>

3 対象経費

No.	質問	回答
3-1	感染者が発生したのは例えば令和2年度末であっても、令和3年4月1日以降に発生した経費については対象として良いか。	お見込みのとおりです。
3-2	感染者が発生し休業している介護サービス事業所等において、職員を自宅待機させている期間の賃金を対象として良いか。	補助対象外となります。
3-3	交付決定を受けたが、当初予定していたよりも多く経費が発生してしまった。その場合、基準単価の上限額の範囲内であれば、変更承認申請を行うことで、当初交付決定を受けた額を上回った部分の補助を受けることは可能か。	お見込みのとおりです。
3-4	交付決定を受けたが、当初の申請額に補助対象外の経費が含まれていた、計算の誤り等があり、実績報告額が交付決定額に満たなくなる場合、変更承認申請を行う必要があるか。	お見込みのとおりです。 ただし、交付決定額の20%を超える事業費の変更の場合に限ります。20%以下の場合そのまま実績報告を行ってください。 また、実績報告額が0円となる場合は、中止（廃止）承認申請を行ってください。
3-3	交付要綱第4条第2項の対象経費とは、感染者の発生や濃厚接触者への対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる前に要した経費（例えば、あらかじめ購入した衛生用品の費用）は補助対象外か。	お見込みのとおりです。
3-4	交付要綱第4条第2項各号の「職場環境の復旧に必要な経費」とは、感染者の発生後いつまでの期間に発生した経費を対象として良いか。	期間は定めていません。 当該介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染者の発生等との関係が証明ができる場合であれば、補助対象として差し支えありません。
3-5	交付要綱第4条第2項各号の「緊急雇用にかかる費用」とは、人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与を対象として良いか。	お見込みのとおりです。
3-6	交付要綱第4条第2項各号の「緊急雇用にかかる費用」とは、人材派遣会社等と契約して臨時的に人員を確保した際に、2ヶ月ないし3ヶ月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、感染者が発生した事業所へ応援終了後も、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として対象として取り扱って良いか。	本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるが、やむを得ずご指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象として差し支えありません。ただし、不要に長期契約とならないようにしてください。
3-7	交付要綱第4条第2項(1)アの「帰宅困難職員の宿泊費」に、ウィークリーマンションの賃貸料も含めて良いか。（利用者・職員に複数の感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定）	帰宅困難期間の宿泊費であれば、対象として差し支えありません。 なお、帰宅困難期間外の宿泊費については対象外となります。

No.	質問	回答
3-8	交付要綱第4条第2項(1)ウの「介護サービス事業所等の消毒、洗浄費用」とは、消毒・洗浄の委託費用だけでなく、自社で実施する際の消毒・洗浄に要する需用費や、自社で実施することに伴う超過勤務手当を対象として良いか。	介護事業者等が自社で実施する際の消毒・洗浄に要する需用費については、交付要綱第4条第2項(1)ウの「介護サービス事業所等の消毒、洗浄費用」として取り扱って差し支えありません。 自社で実施することに伴う超過勤務手当については、アの「割増賃金・手当」として取り扱って差し支えありません。
3-9	交付要綱第4条第2項(1)オ「感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」とは、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつ、その後も不足がない場合は対象外か。	お見込みのとおりです。
3-10	交付要綱第4条第2項(1)ア及び(2)キの「一定の要件に該当する自費検査費用」とは、PCR検査キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入費用も対象として取り扱って良いか。 また、交付要綱別添1の要件を満たさない場合の当該費用は補助対象外か。	お見込みのとおりです。
3-11	感染者が発生した介護サービス事業所等に応援職員を派遣し、当該応援職員が自施設へ復帰する際、当該応援職員に対してPCR検査を行う場合の自費での検査費用は対象として良いか。	交付要綱別添1の2に該当する場合は、自費での検査費用を補助対象として差し支えありません。 この場合、派遣先(感染者が発生した介護サービス事業所等)が派遣元の応援職員の自費検査費用を含めて申請ください。
3-12	交付要綱第4条第2項(5)の対象経費に、以下の経費が該当するか。 ①派遣職員が派遣前に行うPCR検査 ②派遣職員が派遣後に行うPCR検査の結果が出るまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代	①補助対象外となります。 ②「職員派遣に係る宿泊費」として取り扱って差し支えありません。
3-13	交付要綱別添1の1の「対象介護施設等」とは、介護施設等と同一空間を共有している事業所の職員及び利用者は対象外か。	お見込みのとおりです。 交付要綱別添1の1の対象介護施設等に限定列挙しているサービス以外は対象外となります。
3-14	交付要綱別添1の2の「※ なお、感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。」とは、要件に該当した上で自費検査を行った結果、陽性者が確認された場合、この陽性者が確認された時点までに行った自費検査の費用は対象となると解釈して良いか。	お見込みのとおりです。
3-15	交付要綱別添1の2の「濃厚接触者と同居する職員」とは、住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すか。それとも実態としての同居を指すか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。	実態としての同居を想定しています。住民票上は同一であっても、実態として別居している場合等は対象外です。 期間・同居者の要件は定めていません。
3-16	交付要綱別添1の2の要件を満たした上で、「濃厚接触者と同居する職員」と一緒に勤務していた職員など、施設等としては感染疑いがあると判断した者の自費検査費用は対象として良いか。	お見込みのとおりです。

No.	質問	回答
3-17	感染者が発生した施設において、当該施設の職員又は利用者の一部を、行政検査ではなく本事業の「一定の要件に該当する自費検査費用」として検査することは可能か。	通常行政検査の対象となる場合は、補助対象外となります。
3-18	交付要綱第4条第2項(1)カの「訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)」とは、購入の場合は対象とならず、リース費用のみが対象となると解釈して良いか。	お見込みのとおりです。購入の場合は対象となりません。
3-19	訪問系サービス事業所(A事業所)において職員に感染者が発生したため、利用者へのサービス提供を別の訪問サービス事業所(B事業所)に対応してもらうこととした。B事業所に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合は、交付要綱第4条第2項(1)の経費として取り扱うことができるのか。	A事業所からB事業所に対して謝金として支払う場合の費用は補助対象外となります。 なお、B事業所の職員をA事業所に応援派遣した場合に、B事業所において発生するかかり増し経費は、交付要綱第4条第2項(5)の対象となります。
3-20	交付要綱第4条(2)の「新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所」について、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居宅を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。	要綱上の必要な要件を満たす場合には対象事業所に該当するものとし、質問事例における居宅を訪問して利用者にサービスを提供する部分に係るかかり増し経費に限り補助対象として差し支えありません。
3-21	緊急時の人員不足を補うため、臨時雇用した職員の割増賃金や手当等により発生する社会保険料等は補助対象となるのでしょうか。	事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。
3-22	実績報告の際に提出する人件費(割増賃金や特別手当等)については、どのような証拠書類が必要か。	当該経費がかかり増しとして発生したことがわかる書類となります。例えば、 ①社内規定等で割増賃金・特別手当等の額が確認できる書類 ②手当が支給されたことがわかる書類(支給明細等) ③当該支給対象の職員が勤務していたことがわかる書類(勤務実績表等) などを想定しております。
3-23	「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト」において、各項目を実施したことがわかる資料を保存するよう記載されているが、具体的にどのような資料を保存すればよいか。	当該確認項目の裏付けとして、例えば、サービス提供記録、ゾーニングの図面、勤務実績表、介護記録、顔末書等が一例として考えられます。
3-24	交付要綱第4条第2項(3)クの「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」について、以下の期間施設内療養を行った場合、それぞれいくら補助が可能か。 ①令和3年3月25日から令和3年3月31日まで ②令和3年3月25日から令和3年4月3日まで	①の場合は本補助金の対象外となります。 ②の場合は令和3年4月1日から令和3年4月3日までが対象となるため、3万円の補助が可能です。

No.	質問	回答
3-25	<p>交付要綱第4条第2項各号の「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。</p>	<p>職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については介護報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となります。</p>
3-26	<p>交付要綱第4条第2項各号の「介護サービス事業所等の消毒、清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。</p>	<p>対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。</p> <p><具体例> 清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象事業所・施設等となった要因が解消されるまでの間に係る事業所・施設等の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての簞・ちりとり、雑巾、ゴミ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱など）</p>
3-27	<p>交付要綱第4条第2項（1）エの「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。</p>	<p>対象事業所・施設等において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。</p> <p><具体例> 処理業務委託費用、対象事業所・施設等となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（ゴミ袋、ブルーシート等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（繰り返し使用可能なゴミ箱など）</p>
3-28	<p>交付要綱第4条第2項（1）オの「感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用」について、 ①「在庫の不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。 ②「衛生用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。</p>	<p>①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、事業所・施設等で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。</p> <p>②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。</p> <p>③については、見込まれる不足量分が補助対象となります。</p>